

## 2025年合格目標 山本オートマチック

# 厳選 講義の急所

### 【特長と活用方法】

#### 1. 特長

##### 重要テーマを厳選

「厳選・講義の急所」とは、毎回の講義の重要な知識を、「急所」として厳選したものです。

1回の講義で進む範囲は割と広いですが、「急所」をきっかけにテキストに立ち返ることで、効率的に復習を進めることができますようになります。

また、「急所その1 無権代理」「急所その2 無権代理と相続」などのようにテーマを分割してまとめてあるので、復習したい項目だけを優先して復習することもできます。

##### リンク先・重要度

それぞれの急所には、テキストの該当ページを「リンク先」として示してあります。このため、すぐにテキストの内容を確認することができ、目次または索引代わりとしても活用することができます。

また、急所の中でも重要度の高い順から「SS→S→A」とランクづけをしていますので、SSのものを優先して復習するなど、メリハリのある学習をすることができます。

#### 2. 活用方法

##### 毎回の講義の復習のツール、直前期の総まとめに

講義を受講した後は、「急所」を使って振り返りましょう。

そして、忘れていたものや理解の曖昧なところがあれば、リンク先からテキストの該当ページに戻って再確認してください。

また、本試験の直前期には、すべての科目の総まとめとして活用するのに最適です。

##### 前回の講義の再確認

前回までの講義の内容を振り返ってから、先の講義に進む。

知識を固めていくためには、戻ってから進むことが大切です。

その際に、「急所」を活用すると、前回までの講義の再確認が容易となります。

##### 他の科目に進んだ際の復習のきっかけ

民法から不動産登記法、そして会社法へと先に進むほど、以前に学習した科目の復習も手薄となりがちです。そうなると、どこから復習したらよいかわからないという事態になることもあります。

もともと、「厳選・講義の急所」は、そうした受講生のみなさんの声を元に生まれたものです。

「急所」を活用することで、道に迷うことなく、重要な部分を振り返ることができます。

##### 基礎の完成を目指そう

「厳選・講義の急所」は、これのみで完結するものではなく、これまでの学習の道りを振り返るためのものです。「急所」を通じて、理解の曖昧なところはテキストに戻る。この往復により、基礎を完成させることにその目的があります。

「厳選・講義の急所」を基礎の完成への道しるべとして、存分に活用していただけると幸いです。

Wセミナー専任講師・司法書士

西垣 哲也

民法 第1回講義 (テキスト1 P2~P48)

急所その1 即時取得の基本	リンク先・重要度
1. Aが、B所有の動産を無権利者のCから善意・無過失で買い受けて、現実の引渡しを受けたときは、Aは、その動産を <b>即時取得</b> する(192条)。	P7 <b>SS</b>
2. 即時取得における第三者の無過失は、 <b>推定</b> される(最判昭41.6.9)。 →裁判上、即時取得を主張する者は、自らの無過失の立証を要しない。	P9、P11参考問題1 <b>SS</b>
3. 2の過失の有無(無過失かそうでないか)は、第三者が動産の <b>占有を取得した時点</b> で判断する。	P10 S
4. 即時取得された場合でも、それが盗品または遺失物であるときは、被害者または遺失者は、 <b>盗難または遺失の時から2年間</b> 、占有者に対してその物の回復を請求することができる(193条)。 →起算点と期間を明確にしておこう。	P14 S

急所その2 占有移転の方法	リンク先・重要度
1. <b>占有移転の方法(引渡しの方法)</b> には、以下の4つがある。 ① 現実の引渡し(182条) ② 簡易の引渡し(182条) ③ 占有改定(183条) ④ 指図による占有移転(184条) →それぞれ、 <b>182条~184条</b> は条文でも確認しておこう。条文を見たときに、①~④のどれを意味するのかわかるようにしておくのが合格者の学習である。	P16 <b>SS</b>
2. 代理人が自己の占有物を以後本人のために占有する意思表示をしたときは、本人は、これによって占有権を取得する(183条、 <b>占有改定</b> )。 →条文の内容からは「占有改定」という言葉は出てこないが、パッと見て、占有改定とわかるようにしておこう。	P16 <b>SS</b>
3. 譲受人またはその代理人が現に占有物を所持する場合には、占有権の譲渡は、当事者の意思表示のみによってすることができる(182条2項、 <b>簡易の引渡し</b> )。	P16 <b>SS</b>
4. 代理人によって占有をする場合において、 <b>本人</b> がその代理人に対して以後第三者のためにその物を占有することを <b>命じ、その第三者がこれを承諾したときは</b> 、その第三者は、占有権を取得する(184条、指図による占有移転)。 →誰が指図をし、誰が承諾をするのかという点が急所。	P18 <b>SS</b>
5. <b>占有改定</b> の方法によっては、即時取得は成立しない(最判昭35.2.11)。 →占有改定以外の方法による引渡しであれば、即時取得が成立する。	P18~P21 <b>SS</b>
6. 他人の動産を占有する者が死亡し、相続によってその動産を承継しても、相続人は、その動産を即時取得することはできない。 → <b>包括承継</b> によっては、即時取得は成立しない。	P24 事例4 <b>SS</b>

民法 第1回講義 （テキスト1 P2～P48）

急所その3 物権の世界・対抗要件	リンク先・重要度
1. 動産物権変動の第三者対抗要件は、 <b>引渡し</b> （178条）。 →引渡しの方法は、 <b>P16</b> の4つの方法どれもOK。 →178条の引渡しは、占有改定でもよいということが急所。	P28～P32 事例5 <b>SS</b>
2. 不動産物権変動の第三者対抗要件は、 <b>登記</b> （177条）。	P32～P36 <b>SS</b>
3. 民法177条の第三者には、「 <b>悪意者</b> 」を含む。	P35、P37 S
4. <b>民法177条の第三者</b> とは、登記の欠缺を主張するにつき正当な利益を有する者をいう（大判明41. 12. 15）。 → <b>背信的悪意者</b> には、登記がなくても権利を対抗することができる（最判昭43. 8. 2）。	P40～P41 <b>SS</b>

第1回講義のまとめ

一番の急所は、「占有改定による引渡しでは、即時取得は成立しない。」という点です。

占有改定といえば、というくらいに定番の知識なので、よく確認しておきましょう。

さらに、占有改定は、183条の条文を見て、それが占有改定とわかるようにしておくことが重要です。

また、初学者のみなさんは、善意・悪意や包括承継など独特の法律用語に慣れながら、復習を繰り返すうちに、少しずつ理解を深めていってください。

なお、P44以下は、次回の講義分でまとめます。